

後期高齢者医療 保険証などの更新

後期高齢者医療では、被保険者のかたの世帯や所得の状況に応じて、医療費の1割または3割を自己負担することになります。世帯や所得の状況は変動することから、毎年8月に保険証と限度額適用・標準負担額減額認定証の更新を行います。

後期高齢者医療 保険証の変更

- ➔ 負担割合に変更が生じるかたには、新しい保険証を郵送します
- ➔ 負担割合に変更のないかたは、お持ちの保険証をそのままお使いください

負担割合の判定基準

同じ世帯の被保険者全員について
平成20年度住民税課税所得（各種控除後）が145万円未満の場合 ➔ **1割負担**

同じ世帯にいる被保険者のうち1人でも
平成20年度住民税課税所得（各種控除後）が145万円以上の場合 ➔ **3割負担**

① **3割負担に該当するかたのうち、次のかたは、申請して認められると負担割合が1割に変更になります**
負担割合の変更は、申請の翌月からとなります

- ・世帯の中に被保険者が1人の場合 ➔ 平成19年中の被保険者の収入が383万円未満
- ・世帯の中に被保険者が2人以上の場合 ➔ 平成19年中の被保険者の合計収入が520万円未満

② **3割負担に該当するかたのうち、上記①に該当しなかったかたで、次の2点両方に当てはまるかたは、申請して認められると1か月に支払う自己負担限度額が減額になります**
自己負担限度額の減額は、申請の翌月からとなります

- ・世帯の中に被保険者が1人であり、そのかたの平成19年中の収入が383万円以上
- ・被保険者本人および同じ世帯の70歳以上75歳未満（平成20年8月1日現在）のかたの、平成19年中の合計収入が520万円未満

※ここでの被保険者とは、後期高齢者医療の加入者のことです。
※自己負担限度額とは、保険が適用される治療について、医療機関窓口で1か月に支払う医療費の上限額です。

- 申請に必要な物
- ・平成19年中の収入の合計が分かる書類
 - ・後期高齢者医療の保険証

後期高齢者医療 限度額認定・標準負担額減額認定証の更新

平成20年度の住民税が非課税の世帯のかたは、申請して認められると、入院したときの医療費の自己負担や食事代が減額されます。

現在お使いの認定証は7月31日(木)で有効期限が切れます。8月1日(金)以降も減額認定証が必要なかたは、改めて手続きが必要になります。

- 申請受け付け 8月1日から
- 申請に必要な物
- ・後期高齢者医療の保険証
 - ・期限切れの減額認定証
 - ・平成19年の公的年金が80万円以下のかたは年金収入が分かる書類
 - ・平成20年1月2日以降に転入されたかたは、世帯全員の住民税非課税証明書（平成20年1月1日現在（賦課期日）における住所地から取り寄せてください）

国民健康保険 高齢受給者証の更新

国民健康保険高齢受給者証は、世帯や所得の状況に応じて、医療費の負担割合や自己負担限度額が決定されます。世帯や所得の状況は変動することから、毎年8月に高齢受給者証の更新を行います。

70歳以上75歳未満で国民健康保険に加入しているかた

深谷市国民健康保険に加入の70歳以上75歳未満のかたには、保険証のほかに1割または3割の高齢受給者証が交付されます。同一世帯内の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の平成20年度住民税課税所得（各種控除後）により負担割合の判定（1割または3割）を行った後、新しい高齢受給者証を7月末に該当者全員に郵送します。8月からは、新しい高齢受給者証をお使いください。

1割負担のかた 同じ世帯の70歳以上75歳未満（平成20年8月1日現在）の国民健康保険被保険者全員について、平成20年度住民税課税所得（各種控除後）が145万円未満の場合

一部負担金の割合欄の表記方法は、有効期限に関係なく「2割（平成21年3月31日までは1割）」となります。制度改正により平成20年4月から高齢者の一部負担金の割合が1割から2割に引き上げられることとされていましたが、この改正が現在凍結され、平成21年3月までの1年間は1割に据え置かれたため、今回の表記となります。平成21年4月からは2割負担となる予定ですのでご注意ください。

3割負担のかた 同じ世帯の70歳以上75歳未満（平成20年8月1日現在）の国民健康保険被保険者のうち1人でも平成20年度住民税課税所得（各種控除後）が145万円以上の場合

一定の基準^{*1}を満たせば「基準収入額適用申請」をすることにより、負担割合が変更になり、自己負担限度額が減額^{*2}になります（判定により申請が必要なかたには、6月に通知をしています）。

- ※1 一定の基準については、お問い合わせください。
- ※2 負担割合の変更、自己負担限度額の減額は、申請の翌月からとなります。

- 申請に必要な物
- ・平成19年中の収入の合計が分かる書類
 - ・保険証
 - ・高齢受給者証

国民年金 情報

国民年金保険料の多段階免除制度

国民年金の第1号被保険者（自営業者など）で、保険料を納めることが困難なときは、保険料が免除される制度（全額免除・半額免除・4分の1免除・4分の3免除）があります。

免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。

また、退職（失業）や天災などの理由による免除申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書などを添えてください。

このほか、30歳未満のかたを対象に保険免除承認期間

申請月	承認期間
平成20年7月	平成19年7月～20年6月（18年所得で審査）
平成20年7月～21年7月	平成20年7月～21年6月（19年所得で審査）

料の納付を猶予する若年者納付猶予制度があります。

申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

社会保険庁ホームページのご案内

社会保険庁では、年金に関する手続きなどのご相談や公的年金制度を解説したホームページ（<http://www.sia.go.jp>）を開設しています。

掲載内容
①年金制度などの概要 ②各種手続き・申請方法 ③年金受給見込み額の試算 ④年金加入期間の確認 ⑤年金に関するQ&A ⑥年金相談窓口の案内 ⑦年金制度改正の概要 ⑧長官へのメール（ご意見・アイデア募集）など

問い合わせ
熊谷社会保険事務所（☎522-5158）へ